

## 会 告

二〇〇九年度史学研究会大会および総会は、予定どおり十一月二日(月)午後一時より京都大学文学部新館にて開催されました。

公開講演は、紀平英作、小林茂の両氏により左記の演題で行われ、盛会裡に終わりました。

### 歴史とは何か

——「時」を秩序づける行為の意味を考える——

紀平 英作氏

### 近世東アジアの疾病空間

——天然痘・麻疹の流行をめぐる中心と周辺——

小林 茂氏

なお、大会と総会に先立って開催された定例の理事会・評議員会において、二〇〇九年度会務報告がなされました。

## 二〇〇九年度

### 史学研究会大会講演要旨

#### 歴史とは何か

——「時」を秩序づける行為の意味を考える——

紀平 英作

本日は、三名の近現代史家(いずれも英米人)が、それぞれの生きた時代をどのように感じ、歴史というものをいかなるものと理解していたかについて考えたい。彼らの足跡を通して、二〇世紀における歴史研究の一つのあり方とともに、二〇世紀知識人がたどった精神史の一端を素描することを目的とする。

最初に取り上げたいチャールズ・A・ピアード(一八七四―一九四八年)は、二〇世紀の初頭から「新しい歴史」を説いたアメリカの歴史家である。一九三三年二月の彼の講演「信念の行為としての歴史叙述」を中心に話したい。

この演説でピアードは、ランケを中心に展開した一九世紀末までの近代歴史学が厳密な実証をうたう一方で、時代を受動的に受け止め、社会の底流にある複雑な利害、

また集団と思想の対立を掘り起こしてこなかったことを保守的であったと批判する。社会のあり方はあらかじめ決められたものとして展開するのではなく、そこには複雑な対立がみられた。その対立の様をいかに描き出すかは、歴史家の見方による。事実を選択し意味づけていく歴史研究とは、いやおうなく歴史家がおのおのの参照枠で行う「解釈の行為」であるとピアードは説いた。工業化の進展にともない、経済的ばかりか政治的にも激しい変化を遂げた二〇世紀初頭という時代、そして社会勢力が複雑化した状況は、歴史家に、社会を眺める複眼的な視点を生み出していた。ピアードが説いた「解釈としての歴史」という立場は、大衆が政治に登場した二〇世紀初頭という時代をうけて、時代に関わるうとした歴史家の強い意欲をも示すものであったと意義づけておきたい。

もとよりピアードは歴史研究における実証の意義を軽んじたわけではない。しかし、時代を複眼的にみる歴史家の主体性を強調するピアードの歴史理解はまもなく、余りに恣意的な歴史理解ではないかとする批判を受けることになる。後のピアード批判で

ある。しかし、歴史研究がたとえ過去の事実を扱っても、過去を丸ごと再現することが不可能である以上、歴史家による思索の行為であるという理解は、ピアード以後も二〇世紀の基本的歴史理解として継承されていった。次に取り上げたい歴史家は、E・H・カー（一八九二―一九八二年）である。

ソビエト史を専門とした歴史家カーが、一九六一年に出版した連続講演集『歴史とは何か』(What is history?) (1961) は、広く見れば、ピアードが三年に展開した「解釈としての歴史」という理解をより精緻な思想へと鍛え上げる議論であった。とくに第一章「歴史家と歴史的事実」でカーは、歴史研究が、根本的には歴史家による解釈の営みであることを詳述した上で、同時に、その解釈の客観性を確保する重要性に言及した。「歴史とは、歴史家と事実との間の相互作用の不断の過程であり、現在と過去との間の尺きることのない対話」とするカーの規定は、「解釈の歴史」という理解を基礎に、歴史叙述の客観性を目指すカーの根本的関心を示す言葉であった。歴史研究とは現代に向けて語られる科学的かつ文

化的な営みであるが、それはたえざる過去の対話による。そのように説くカーの歴史論は、おそらく二〇世紀が生み出した歴史理解の精華であったろう。

しかし、一方で、一九六一年のカーの歴史論はすでに半世紀前のものであった。第一章の説得的な論述とは対照的に、『歴史とは何か』の議論で今日強い違和感を呼ぶのは、同書の後半でカーが語った「進歩としての歴史」という論述であろう。そこで彼は、「歴史は（運動であるとともに）進歩するものである」と言い切り、とくに二〇世紀の半ばまでに人類は経済の計画化という手法を得ることによって、自らの「経済的運命の主人公」となったと語った。一九六一年、カーは、人類史としてはもつとも経済成長が著しい、さながら近年の歴史家が「黄金の時代」と評する時期に生きた。歴史が進歩するという議論は、カーが自ら意識したか否かは別として、「黄金の時代」の共通信念あるいは信仰を投影したものであったろう。カーもまた歴史の制約から自由ではあり得なかつた。実際、二〇世紀は、一九七〇年代を境に大きく転換しており、その後の歴史からみれば、カーの

議論はいかにも楽観的でその歴史観は独断的にさえみえる。

以上を確認することを含めて、三人目として取り上げたい歴史家は、二〇世紀の最期までを見届けた歴史家イギリスのエリック・ホブスボーム（一九一七年―）である。一九九四年刊行の『極端の時代』(Age of Extremes) において彼は、「黄金の時代」が二〇世紀の歴史としてはごく短い一九四五年から七三年までであり、人類史はその後、ふたたび「危機の数十年」に入り、一九九四年現在、危機のただ中にあると記して二〇世紀史を締め括った。

ホブスボームの一九九四年の議論は、一九七〇年代以降の世界が大きく転換しはじめたことを世界史叙述においてはじめて明記した研究として、先駆的地位を占める。しかし、そのような彼も、実は時代の変化に戸惑いを示した歴史家の一人であった事実が興味深い。彼は、『極端の時代』の執筆過程をふり返った回想で（『歴史について』、自らの歴史認識そのものが一九九〇年代前後に重要な転換を示したことを告白している。

おそらくはホブスボームも、二〇世紀後

半、彼のいう「黄金の時代」がつかの間に過ぎ去ったことに当惑を感じていた一人であろう。その点では、進歩の歴史という意識は、カーだけのものではなかった。およそ二〇世紀の歴史家のほとんどが、その後、世紀第四四半期の変化に翻弄されたのが現状であった。

——次のように結びたい。歴史研究は歴史家の解釈の営為であることは間違いない。二〇世紀に入つての歴史研究は、そのような理解の下で過去と現在とのたえざる対話を方法的手段として採用した。しかし、そのような過去と現在との対話とは、実はカーが予想した以上に難しい作業であろう。過去が再現不可能であると同様に、われわれが身を置く現在もまた、つねに流動的であり不透明なのである。ただ、それにも拘わらず次のように考えたい。歴史研究はそれがいかに不確定であっても、人類が自らの足跡をたえず見直そうとする、基礎的な文化的営みであろう。もしそうであるとすれば今日の歴史家は従来にもまして、自らの観念や理解の仕方に対して批判的であり、それらを多様にしていく努力が求められるのであろう。そうした努力が歴史研究によ

り広い視野をもたらずものという保証はない。ただそうあることを期待したい。

### 近世東アジアの疾病空間

——天然痘・麻疹の流行をめぐる  
中心と周辺——

小林 茂

流行性伝染病のなかで、麻疹については、そのアウトブレイクの発生に時間的空間的秩序が認められることが指摘されてきた。

イギリスの計量地理学者、Cliff and Haggett (1980) は、これについてつぎのようなモデルを示している。まず人口規模が大きく、人口密度も高い社会の場合、数年おきにアウトブレイクが発生するが、つぎのアウトブレイクまでのあいだにも少数ながら常時患者がみられる。こうした社会では年長の住民のほとんどは麻疹にかかったことがあり、免疫をもつので、新たに出生して成長しつつある子どもが患者となる。未感染の子どもがふえると、アウトブレイクが発生するが、病原体は他の未感染の子どもの間で生きのび、数年後にまたアウトブレイクをひきおこす。そこでは麻疹がエン

デミック（常在病）になっているわけである。これに対して、大規模な社会から隔離された、周辺に立地する人口規模が小さい社会、あるいは人口密度が低い社会では、病原体はそのなかで循環することができない。このため、アウトブレイクは大規模な社会から病原体がもたらされたときに発生する。ただし未感染人口の増加に時間がかかるので、その間隔が長くなり、住民の多くが感染して社会に対する影響も大きくなる。

こうした時空間秩序は、それぞれの社会の人口規模や人口密度に依存することが大きく、麻疹ワクチンの開発と普及まで、ひろく世界で見られるものであった。麻疹の病原体が人間にのみ感染するものであること、さらに快復後はつよい免疫をもたらすことがこの背景にあることはいままでもない。

本発表ではまず、以上のような時空間秩序が、類似する性格をもつ天然痘についてもみとめられることを、一八世紀の日本本土と薩摩藩直轄領であった奄美諸島のアウトブレイクの発生パターンを比較しつつ示した。日本本土の主要交通路に面した農村

では、寺院過去帳の研究から数年おきに天然痘の流行が発生し、それによる死者の大部分は幼児であったことがわかる (Coda and Suetawa 1983)。これに対し、奄美諸島ではアウトブレイクのインターバルが二〇年以上と長く、全住民に対する感染者の比率も五〇パーセントをこえていた (小林、歴史地理学四二一一)。

つぎに、琉球王府の統治下にあった沖縄諸島、宮古諸島、八重山諸島における同時期の天然痘対策に注目したところ、まず沖縄・宮古諸島における集団的人痘法の施行が目された。人痘法は、症状の軽い天然痘患者の膿疱のかさぶたを、健康な子どもの鼻孔に吹きこみ天然痘に感染させて免疫を獲得させるもので、ジェンナーの牛痘法が普及するまで、世界各地で実施された。琉球では「痘瘡御申請」とよばれ、鹿児島あるいは福州から病原体運びこんで一三年に一度施行された。中国や日本本土と直接交渉のある沖縄諸島の場合、海外に出る人の安全をはかるためにも、これが必要であったと考えられる。

それに対して南端の八重山諸島では、検査停船が実施された。人痘法施行時に沖

縄・宮古諸島を出航した船の乗組員は、一カ月弱ほども上陸をさしとめて感染を防いだ。このため八重山諸島の住民は天然痘に対する免疫がなく、中国大陸に漂着した場合には、感染して死亡する場合が少なくなかった (小林、沖縄県史各論編四)。

以上のような天然痘への適応は、他の小規模社会での天然痘流行への関心をよぶ。蝦夷地の場合、一八世紀までは和人の入域が制限され、アイヌのあいだでの天然痘のアウトブレイクは少なかった。ただしその末期になると、隣接する松前地 (和人居住地) では、ほぼ一〇年間隔で天然痘が流行するだけでなく、蝦夷地入域制限もゆるみ接触が増えて、天然痘がアイヌのあいだで頻繁に流行するようになっていた。後期幕府直轄期になってまもない一八五七年に、集団的な牛痘法が実施されたのは、アイヌの人口減少の防止のためには、それ以外の策がなくなっていたからと考えられる。

なおアイヌのあいだでは、天然痘患者が見つかる、それを見捨てて山に逃げるという対策が伝統的にみられた。類似の対策は八丈島でも記録されており、効果的であったことがうかがわれる (富士川、日本疾

病史)。社会に免疫をもつ者がほとんどいない場合には、これがもっとも合理的な対策であったとみるべきであろう。

その他で天然痘対策が研究された例は少ないが、モンゴルの場合、一六世紀には中国本土が天然痘感染の可能性の高い場所であることが明確に意識されるようになっていた。清時代になると、宮廷に貴族が伺候する場合、天然痘にかかったことのある者は北京に、未感染者は承德の夏の宮廷に行くことが制度化されていった。また天然痘患者が発生すると、隔離して中国人に世話をさせていた (Seruya 1980)。

こうした点からさらに興味ぶかいのは、清朝の皇族をはじめとする満洲族の中国本土への適応過程である。太宗や順治帝は天然痘にかかったことがなく、天然痘感染を避けるため「避痘所」とよばれる避難所を設置していた。順治帝はまた天然痘患者となった子供を持つ家族に北京からはなれるよう指示するほか、天然痘対策をおこなう役職も設置した。それに対して、天然痘を経験した康熙帝は、若い皇族や八旗軍の子弟に人痘法を施行した (Chang 2003)。これは琉球王国の集団的な人痘法によく類似

し、北京に到来した琉球使節がこれを知って、自国に導入した可能性が考えられる (Kobayashi, 2007)。

本発表の末尾では、さらに麻疹についても検討した。そのアウトブレイク年表を朝鮮、日本本土、琉球列島、蝦夷地について作成すると、いずれでも流行の間隔が長く、東アジアでは一九世紀まで、麻疹がエンデミックになっていたのは中国本土だけだったことを示している。また上記地域では、アウトブレイクがほぼ同時期に発生した場合がいくつもあり、中国本土から朝鮮半島を経由して、日本本土、さらに琉球列島や蝦夷地に伝播したことを示している。琉球王国では外来の麻疹患者の隔離もおこなわれたが、その伝播力の強さもあつてか、天然痘の場合のような本格的制度化までには至らなかったようである。

二〇〇九年度  
史学研究会大会・総会の記録  
史学研究会の二〇〇九年度大会・総会は、一月二日(月)一三時から一七時まで、京都大学文学部新館第三講義室において開催された。  
総会では、藤井譲治理事長による挨拶の後、江川温氏を司会に選出して、庶務・編集・会計・広報に関する報告・審議がなされた。  
庶務(中砂明徳常務理事)からは、役員交代、今年度の例会実施について報告があり、来年度例会は四月十七日(土曜日)に「民族」をテーマとして開催することが案内された。また、六月の理事会・評議員会で承認された会則の改正案を提示し、総会の承認を得た。  
編集(吉本道雅常務理事)からは、「史林」の刊行について報告があつた。  
会計(泉拓良常務理事)からは、二〇〇九年度予算の紹介、科研費申請の準備についての報告があつた。  
広報(谷川稜常務理事)からは、ホームページの一層の充実を図るべく、準備を進めている旨報告があつた。

これに引きつづき、公開講演が行なわれた。講演は次の二本であつた。

紀平 英作氏  
「歴史とは何か」

小林 茂氏

「近世東アジアの疾病空間」

講演者紹介と司会は、それぞれ永井和理事と田中和子理事がつとめた。講演内容は本号に掲載されているので参照されたい。近年まれにみる盛況で、一五三名の参加者を得ることができた。

公開講演ののち、小山哲理事が閉会の辞を述べた。大会終了後、オープンな立食形式の懇親会が開かれた。

(文責 中砂明徳)

### 史学研究会会則

(二〇〇九年一月二日改正)

第一条 本会は史学研究会と称する。

第二条 本会の事務所を京都大学大学院文学研究科内に置く。

第三条 本会は広く歴史に関心を持つ者が集まり、史学・地理学・考古学に関する